

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年6月7日

新型コロナ作業部会確認 令和3年6月8日

事業名 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における医療サービスの提供にかかる協力金

案件名

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、大会における医療サービスを提供するために医療スタッフを推薦することを組織委員会と合意した団体に対し協力金を支給するものである。よって本件は、令和2年12月4日の合意における大会の追加経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当すると考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、各会場における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要がある。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	新型コロナウイルス感染症流行下において競技会場医務室等で活動する医療スタッフを確保し医務体制を構築することは、選手等の安全を確保するために必要不可欠であることを確認した。
	効率性	各会場に必要な医療スタッフ数について、各会場の医療責任者や競技団体と協議し精査する等により必要最低限の人員配置としていることを確認した。
	納得性	本件は、職種ごとに想定経験年数を設定し、厚生労働省による賃金構造基本統計調査をもとに積算単価を設定していることを確認した。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5予算内に収まっていることを確認した。 引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	